

議案第71号

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第3号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同条第4号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年12月 5日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 71号 | 1  |

## 提案理由（議案第71号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部が平成26年4月1日に施行され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されることに伴い、同法の引用条項を整理するため、守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第5条第13項</u>に規定する就労移行支援に関する事業</p> <p>(3) <u>法第5条第14項</u>に規定する就労継続支援のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する事業</p> <p>(4) <u>法第5条第16項</u>に規定する相談支援に関する事業</p> <p>(5) 及び(6) (略)</p> | <p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第5条第14項</u>に規定する就労移行支援に関する事業</p> <p>(3) <u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する事業</p> <p>(4) <u>法第5条第17項</u>に規定する相談支援に関する事業</p> <p>(5) 及び(6) (略)</p> |

|     |    |
|-----|----|
| 71号 | 議案 |
| 2   | 頁数 |